



2022年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 CEO 岡田 直樹
(コード：5803 東証プライム)
問合せ先 経営企画室長 浜砂 徹
(TEL. 03-5606-1112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2022年6月29日開催予定の第174期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
効力発生日	2022年6月29日(予定)

以上

(別紙)

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第2条 (電子提供措置等)</p> <p>現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。なお、現行定款第16条とは以下のとおり。</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上